

¥ 税・戸籍・証明

▶ 市税などに関する証明

問 税務課 ☎0584-53-1116

所得証明や市税の納税証明などが必要な人は、税務課、各支所へお越しください。

なお、本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)をお持ちください。

種類	ここへ	必要なもの	金額
所得証明書	税務課・各支所	● 本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)	300円/枚
課税証明書			300円/枚
非課税証明書			300円/枚
納税証明書			1年度・1税目につき 300円/枚
固定資産評価証明書			300円/枚
固定資産公課証明書			300円/枚
住宅用家屋証明書		● 住民票 ● 表示登記済証または家屋の登記簿謄本 ● 売買契約書(譲渡証明書・売渡証書) ● 建築確認済証または検査済証	1,300円/件
固定資産課税台帳登録事項証明書	税務課	● 本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)	300円/枚
軽自動車税納税証明書(車検用)		● 申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、車検証の写しなど	無料
営業証明書		● 本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)	300円/枚
土地台帳閲覧		● 本人であることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など) 閲覧のみの場合は無料 写しが必要な場合は1枚10円	300円/1回
字絵図閲覧			300円/1事件1回
固定資産課税台帳閲覧(名寄帳)			10円/枚

¥

税・戸籍・証明

広 告

当事務所は、相続・遺言に力を入れています！

相続まるごとお任せサービス

遺産相続に関わる手続を司法書士がすべて代行します！
次のような方はぜひともご相談ください。

- ☑ 平日は仕事で銀行や役所へ何度も行く時間がない。
- ☑ 慣れない相続手続で貴重な時間を失いたくない。
- ☑ 相続手続のため地元に戻ることが難しい。
- ☑ 相続の知識がないので自分で手続をするのが不安である。
- ☑ 費用は遺産の中から賄ってほしい。

当事務所の相続まるごと代行サービスの例

- 戸籍の収集・相続人調査
 - 不動産の名義変更(相続登記)
 - 相続財産の調査
 - 銀行口座の解約・相続人への分配等
- ※相続税の申告等も税理士等の他士業者と提携して処理をいたします。

その他の業務のご案内

- 不動産の登記手続
- 売買、贈与
- 担保権の設定、抹消
- 債務整理、破産・民事再生申立
- 簡易裁判所での代理業務
- 家事事件手続
- 成年後見の申立
- 相続放棄の申立
- 遺言の検認申立
- 遺産分割調停の申立



若手司法書士がフットワーク軽く対応いたします！

ご希望のお客様には司法書士が
ご自宅等へお伺いしてご相談をお受けしています。

司法書士・行政書士
田中俊博法務事務所

お問い合わせ・ご相談はこちら

☎0584-53-3325

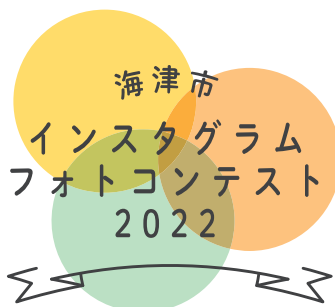
初回相談
無料

海津市海津町馬目361番地1 いとぜんビル2階東



● 市税などの主なもの

種類	納税義務者	備考
個人市民税 (併せて県民税も納めることになっています)	● 1月1日現在、市内に住所がある人で、前年中に所得があった人 ● 1月1日現在、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、市内に住所がない人	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに住民税申告書を提出してください。ただし、給与収入のみで年末調整済みの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。なお、事業主で従業員に給与を支払っている場合は、1月31日までに給与支払報告書を提出してください。
固定資産税	● 1月1日現在、市内に土地、家屋および償却資産を所有する人	固定資産税台帳は課税決定後に縦覧期間があります。なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。
軽自動車税	● 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する人	身体に障がいのある人などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。
国民健康保険税	● 世帯主	所得割・資産割・均等割・平等割の計算によって算出されます。年金額が年額18万以上で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の2分の1以下かつ世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満(擬制世帯主は除く)の人は年金からお支払いいただき、それ以外の人は納付書または口座振替により納付していただきます。40歳から64歳までの人は介護保険分が含まれています。(第2号被保険者)
介護保険料	● 第1号被保険者(65歳以上の人)	保険料は基準額をもとに所得段階別に決められます。原則として、年金から差し引かれます。ただし、年金額が年額18万円未満の人などは、納付書にて個別に納めてください。
後期高齢者医療保険料	● 75歳以上の人 ● 一定の障害がある65歳から74歳までの広域連合の認定を受けた人	保険料は前年の所得に応じて負担する所得割額と均等割額の合計となります。年金額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下の人は年金からの徴収、それ以外の人は、納付書または口座振替にて納付してください。



【特別賞 yoko.matsui.9212】

▶ 市税などの納期限

問 税務課 ☎0584-53-1116

税目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は毎月月末です。(月末が休日の場合は、その翌日が納期限となります。)12月は20日を納期限とします。

▶ パスポート申請・受取

問 市民課 ☎0584-53-1114

- 取扱日時
 - 申請受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
 - 受取(交付) 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
第1・第4日曜日 午前9時～午後3時30分

※祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は休み
- 対象者 日本国籍を有し、津江市に住民登録のある人
- 取扱内容
 - 新規申請(初めての人・パスポートの期限切れおよび失効した人)
 - 切替申請(有効期間が残り1年未満となった人)
 - 記残存有効期間同一申請
(有効中の旅券の記載事項に変更がある人または、査証欄の余白が無くなった人)
 - 紛失届
- 必要書類(新規発給の場合)
 - 〈申請時〉
 - 一般旅券発給申請書(5年用・10年用)
※18歳未満の人は5年用のみ
 - 戸籍謄本(発行日から6カ月以内のもの)
 - 写真(6カ月以内に撮影されたもの 縦45mm×横35mm)
 - 有効パスポート(切替発給申請・記載事項変更旅券申請)
 - 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・住民基本台帳カード・パスポートなど)
 - 〈受取時〉
 - 受領証(申請受付時にお渡しします)
 - 手数料(収入印紙は郵便局、収入証紙は銀行や農協で購入できます)

パスポートの種類	収入印紙	岐阜県 収入証紙	合計
10年用	14,000円	2,000円	16,000円
5年用(12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年用(12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一旅券	4,000円	2,000円	6,000円

- 注意事項
 - 受取は年齢に関係なく**必ず本人**がお越しください。
 - 申請は代理でもできますが、本人が自署する欄があります。
 - パスポートの**受取は、申請日から8日目以降(閉庁日は除く)**になります。
 - 写真は申請書に貼らずにお持ちください。また予備があればお持ちください。
 - 期限切れのパスポートがあればお持ちください。
 - 津江市で申請された場合、受取も津江市となります。また、旅券センターで申請された場合の受取を津江市とすることはできません。
 - お急ぎの場合は旅券センターでの申請をお勧めします。

¥

税・戸籍・証明

▶ 戸籍に関する届出

問 市民課 ☎0584-53-1114 各支所

このようなとき	届出の種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	出生した日から14日以内	● 出生届書(出生証明書) ● 母子健康手帳 ● 届出人の印鑑 ● 健康保険証 ● 扶養者名義の通帳
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	● 死亡届書(死亡診断書) ● 届出人の印鑑
結婚するとき	婚姻届	期間の定めはありません。(届出により法律上の効力が発生します。)	● 婚姻届書(証人欄に成人2人の署名・押印) ● 夫、妻それぞれの印鑑(届書に押したもの) ● 夫、妻の戸籍謄本(海津市に本籍のない人) ● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの)
離婚するとき	離婚届	● 協議離婚の場合は、期間の定めはありません。(届出により法律上の効力が発生します。) ● 裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	● 離婚届書 ● 夫と妻の印鑑 ● 国民健康保険証 ● 年金手帳 ● 協議離婚の場合、証人欄に成人2人の署名・押印 ● 裁判離婚の場合、調停調書の謄本、審判書、判決の謄本、確定証明書 ● 戸籍謄本(海津市に本籍のない人) ● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの)
その他	認知、養子縁組、養子離縁、転籍、入籍など、上記以外の届出は市民課までお問い合わせください。		

※戸籍届出に関しては、押印は任意です。

▶ 住民登録に関する届出

問 市民課 ☎0584-53-1114 各支所

このようなとき	届出の種類	届出期間	必要なもの
市外から引越してきたとき (マイナンバーカードをお持ちの人は、「特例転入」の手続きができます。)	転入届	市内に住所を移した日の翌日から14日以内	● 転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの) ● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※その他下記のものをお持ちの人 マイナンバーカード、住民基本台帳カード、国民年金手帳、身体障害者手帳、療育手帳、介護認定受給資格証明書、在留カード、特別永住者証明書など
市外へ引越するとき (マイナンバーカードをお持ちの人は、「特例転出」の手続きができます。)	転出届	転出先が決まったら、あらかじめ(転出予定日の14日前から)	● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※その他下記のものをお持ちの人 印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険証、住民基本台帳カードなど
市内で引越したとき	転居届	市内で住所を移した日の翌日から14日以内	● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※その他下記のものをお持ちの人 マイナンバーカード、住民基本台帳カード、国民健康保険証、国民年金手帳、福祉医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療保険証、在留カード、特別永住者証明書など
世帯主を変更したとき	世帯主変更届	世帯主を変更した日の翌日から14日以内	● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※その他下記のものをお持ちの人 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証など
世帯変更をしたとき	世帯合併届 世帯分離届	世帯を変更した日の翌日から14日以内	● 届出人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※その他下記のものをお持ちの人 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証など

▶ 本人通知制度

問 市民課 ☎0584-53-1114

この制度は、事前に登録された人の住民票等が第三者からの請求により交付された事実を本人に通知するもので、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得、不正取得により引き起こされる人権侵害の防止を図ることを目的としています。

通知対象	本人の代理人または第三者からの請求により、登録者の住民票の写しなどを交付した場合（ただし、弁護士・司法書士などの特定事務受託者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求などは除きます。）
登録できる人	市の住民基本台帳、戸籍または戸籍の附票に記録されている人（ただし、死亡した人、失踪宣告を受けた人は登録できません。）
登録方法	マイナンバーカードや運転免許証、住基カード、官公署が発行した身分証明書（顔写真が貼付されたものに限る）などは1点、または、健康保険証と年金手帳との組合せなどの2点の証明書を持って、市民課で手続きしてください。 ●提出書類 ・海津市本人通知制度登録申込書（様式第1号） ●登録の廃止や内容変更 登録を廃止したい場合や、氏名、住所、その他登録した内容に変更が生じたときは、変更・廃止の届出をしてください。

¥

税・戸籍・証明

▶ 戸籍などに関する証明

問 市民課 ☎0584-53-1114 各支所

● 戸籍関係

請求できる人：本人ならびに本人と同一戸籍に記載されている人および直系親族、または本人等の委任状をお持ちの人。

ただし「受理証明書」については、届出人または届出人の委任状をお持ちの人。

区分および種類	取扱い場所	必要なもの	手数料
戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	市民課・各支所	●本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの）	450円
除籍個人事項証明書 除籍全部事項証明書			750円
除籍謄抄本			750円
改製原戸籍謄抄本			750円
戸籍記載事項証明書			350円
除籍記載事項証明書			450円
届書記載事項証明書			350円
届書受理証明書			350円
届書受理証明書（上質紙を用いる場合）			1,400円
身分証明書			300円
戸籍の附票	市民課・各支所		300円

● 住民票関係

請求できる人：本人および同居の親族または本人等の委任状をお持ちの人

区分および種類	取扱い場所	必要なもの	手数料
住民票の写し	市民課・各支所	●本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの)	300円
住民票記載事項証明			300円
住民票閲覧	市民課		300円
住基ネット広域交付住民票の写し			300円

● 印鑑、その他

区分および種類	取扱い場所	必要なもの	手数料
印鑑登録証明書	市民課・各支所	●印鑑登録証 ※本人以外の方が申請される場合は代理人の印鑑	300円
臨時運行許可申請	市民課	●自賠責証明書 ●自動車検査証 ●抹消登録証明書 ●申請する人の運転免許証	750円

● らくらく窓口証明書交付サービス

種類	取扱い場所	必要なもの	手数料
住民票の写し 印鑑登録証明書	市民課	●マイナンバーカード	200円

▶ 各種証明書の電話等予約サービス

問 市民課 ☎0584-53-1114

市では住民サービスの向上を図るため、平日にあらかじめ電話・インターネットで予約した人に、住民票の写し・印鑑登録証明書・税証明などの諸証明を、夜間や土曜日・日曜日に交付予約サービスを実施しています。

※諸証明の予約、受取は、本人または同居の親族に限ります。

証明書の種類	予約受付の課	予約受付日時	受取日時	受取場所	必要なもの
住民票の写し 印鑑登録証明書	市民課	1.電話の場合 市役所開庁日 午前9時～午後4時 2.ホームページの場合 随時 ただし、予約当日の受取を希望する場合は、市役所の開庁日の午後4時までに予約してください。	●平日 午後5時15分～午後8時 ●土曜日・日曜日・祝日 午前8時30分～午後8時 (年末年始を除く)	市役所 西館1階 宿直室	●手数料 ●本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など顔写真の付いたもの) ※印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証も必要
※法人は除く 所得証明書 課税証明書 評価証明書 価格通知書 公課(課税額)証明書 課税台帳登録事項証明書 納税証明書	税務課	市役所開庁日 午前9時～午後4時 (電話予約のみ)			

▶ コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを使用し、全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で住民票の写し、印鑑登録証明書が取得できます。

マイナンバーカードの取得日は利用できません。取得日の翌日から取得可能となります。

証明書の種類	必要なもの	利用可能時間	手数料
住民票の写し 印鑑登録証明書	●マイナンバーカード (数字4桁の暗証番号)	午前6時30分～午後11時 ※年末年始(12月29日～1月3日)およびメンテナンス日を除く	200円

▶ 印鑑登録

問 市民課 ☎0584-53-1114 各支所

● 印鑑登録のできる人

海津市に住民登録している15歳以上の人
15歳未満の人、意思能力を有しない人については登録できません。

● 登録印鑑

1人につき1個登録ができ、同一世帯の家族が登録している印鑑は登録できません。

次のような印鑑は登録できません。

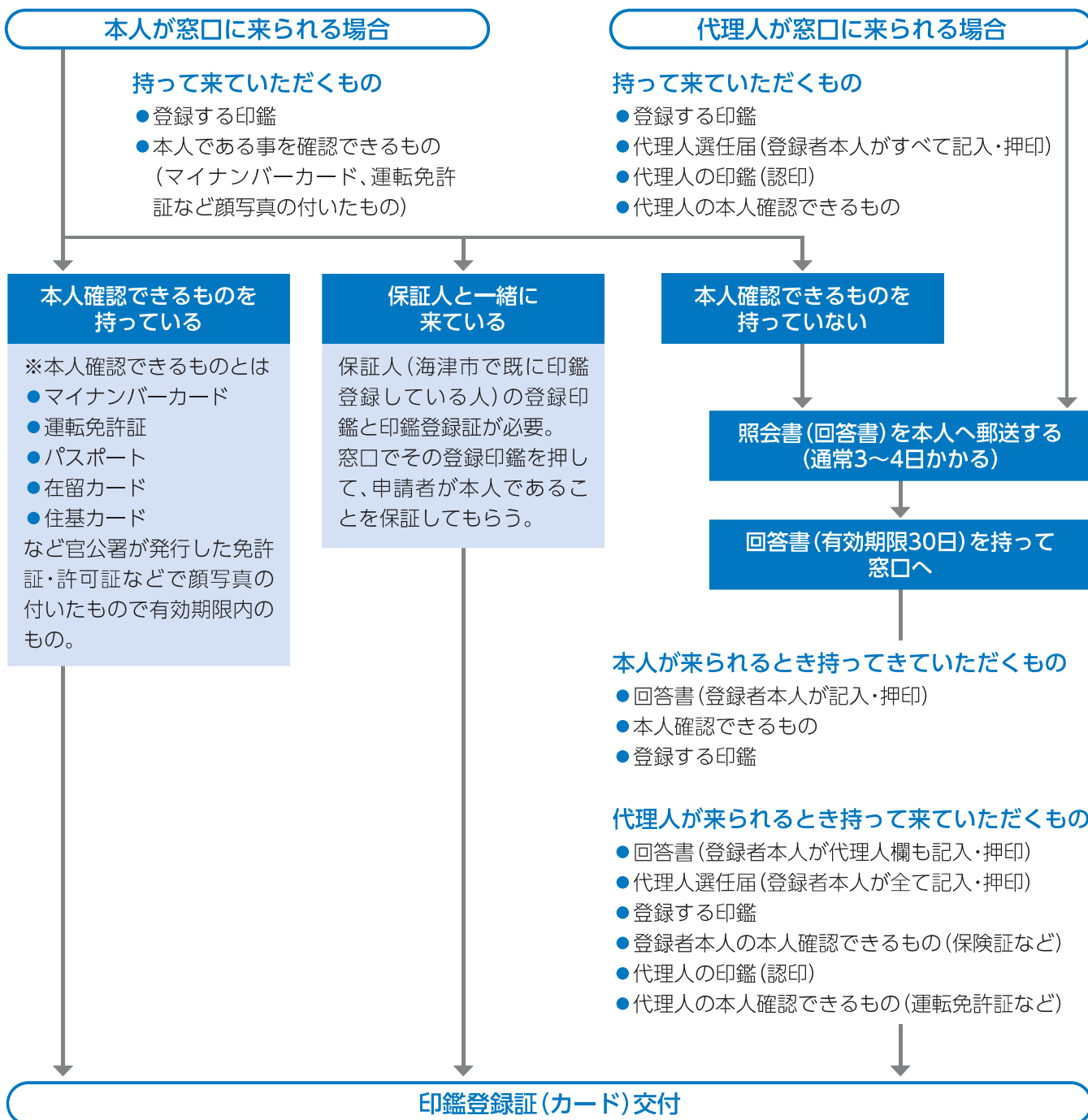
- (1)住民基本台帳に記録し、または登録されている氏名、氏もしくは名または氏名の各一部を組み合わせたもので表していないもの

- (2)職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの
(3)ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
(4)印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの
または一片の長さ25mmの正方形に収まらないもの
(5)印影を鮮明に表しにくいもの
(6)その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

● 申請の方法

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	●登録する印鑑 ●本人確認できるもの (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど顔写真の付いたもの)	
代理人が申請する場合	●登録する印鑑 ●代理人選任届 ●代理人の印鑑(認印) ●代理人の本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)	郵送で照会書(確認書類)を本人あてに送付するため登録までに数日かかります。

● 印鑑登録の流れ



※印鑑登録証交付手数料は、初回は無料ですが紛失等で再登録をするときは500円必要です。

¥

税・戸籍・証明